解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年二月二十六日、三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月八日

三重県津市芸濃町中縄一九〇―一

清算法人中縄土地改良区

代表清算人　嶌田　覚郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月八日

大阪市西区江戸堀二丁目一番一号江戸堀セ

ンタービル九階

社団法人大阪国際見本市委員会

代表清算人　比嘉　廉丈

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月八日

大阪府枚方市東田宮一丁目二番一号

財団法人枚方市公園緑化協会

代表清算人　寺農　斉

解散公告（第三回）

当社は平成二十五年三月三十一日香川県知事の認可により解散いたしましたので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月八日

香川県小豆郡小豆島町池田二一〇〇番地四

小豆島町土地開発公社

代表清算人　竹内　章介

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年二月二十二日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月八日

高知県長岡郡大豊町西峰二一五二番地

西峰正念会

代表清算人　小松健一郎

代表清算人　笹岡　孝一

代表清算人　笹岡　修一

代表清算人　小笠原啓元

代表清算人　永森　文孝

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月八日

高知市本町五丁目二番一八号

社団法人高知県私立幼稚園連合会

代表清算人　宮地　彌典

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月八日

佐賀県唐津市西城内一番一号

財団法人唐津市勤労者福祉会館

清算人　下平　義男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年六月二十八日開催の通常総会の決議により、平成二十五年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月八日

長崎県雲仙市小浜町雲仙三二〇番地

社団法人雲仙観光協会

代表清算人　石田　直樹

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月八日

鹿児島市西田三丁目一番一一号

社団法人西田文化協会

清算人　西村　嘉浩

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月八日

沖縄県石垣市平得四三九番地

財団法人石垣市公共施設管理公社

代表清算人　漢那　政弘

配当公告

石川県金沢市高畠一丁目三二二番地二

破産者　ワタキハイテック株式会社

右の者に対する金沢地方裁判所平成二十三年（フ）第三八七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

一般債権　金八四三、〇一三、六二六円

優先債権　金二、七六〇円

一、配当することのできる金額

一般債権　金三二、一八〇、九四七円

優先債権　金二、七六〇円

平成二十五年五月八日

石川県金沢市大手町六番四号

破産管財人　山腰　茂広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県下北郡東通村大字白糠字老部三番地、最後の住所北海道苫小牧市豊川町三丁目一番二号

被相続人　亡　相内　一**藏**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月八日

事務所北海道苫小牧市沼ノ端中央三丁目一番五号

相続財産管理人　司法書士　西田　敏之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市青葉区春日町一一番、最後の住所仙台市宮城野区萩野町三丁目八番地の一九

京急プラザ八〇九　被相続人　亡　鈴木　秀男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月八日

仙台市青葉区片平一丁目二番三八号チサン

マンション青葉通り四〇三増田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　増田　祥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県木更津市朝日一丁目九一八番地、最後の住所千葉県木更津市朝日一丁目七番一六号

被相続人　亡　中村　哲史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月八日

事務所千葉市中央区中央三―一五―六　やまちょうビル九階

相続財産管理人　弁護士　山本　宏行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市市川三丁目四番、最後の住所千葉県市川市川三丁目四番七号

被相続人　亡　長橋　伸明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月八日

事務所千葉県市川市南八幡四―五―二〇

エムワイビル五Ａ　アライズ総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鈴木　隆文